社会福祉法人敬生会役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人室生会(以下「当法人」という。) 定款第八条及び第二二条の規定に基づき、評議員、理事及び監事(以下「役員等」という。) の報酬の総額及びその支給の基準並びに退職手当の支給基準等について定めるものとする。

(役員等に支給する報酬の総額)

第二条 役員等に支給する一会計年度における報酬の総額は、別表1記載の各金額を限度とする。ただし、同表記載の金額には退職手当を含まない。

(報酬等の支給)

- 第三条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。
 - (1) 常勤の理事(理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者又は、当法人に年間200日以上出勤する者をいう。以下、同じ。) に対しては、報酬及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤の役員等(常勤の理事以外の役員等をいう。以下、同じ。) に対しては、第五条で定める業務に応じた報酬及び退職時慰労金を支給する。
 - 2 常勤の理事に対する退職手当は、円満に任期を満了し、辞任し、又は死亡したことにより理事を退任した者に支給するものとし、死亡により退任した場合は、その配偶者に支払うものとする。

(常勤の理事に対する報酬等の算定方法)

- 第四条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による。
 - (1)報酬については、別表2に定める年間支給限度額の範囲内で理事会において決定する。
 - (2) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
 - (3) 通勤手当については給与規則第二〇条の規定に準ずる額
 - (4) 職務のため出張をしたときの旅費は、旅費規程に基づく額

(非常勤の役員等に対する報酬等の算定方法)

- 第五条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による。
 - (1)報酬については、別表4に定める額
 - (2) 職務のため出張をしたときの旅費は、旅費規程に基づく額
 - (3)退職慰労金については別表4に定める額

別表4

ただし、それぞれの会議を開催せず書面による決議を行った場合は、半額

とする。

(役員等が当法人の職員を兼ねる場合の取り扱い)

第六条 当法人の職員を兼ね、職員として給与等の支給を受けている役員等に 対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第七条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。
 - (1)報酬については、当月分を翌月15日に支払う。ただしその日が休日に 当たるときはその前日に支払う。
 - (2) 退職手当については、退職した後一箇月以内に支給する。
- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、会議等に出席し、又は業務に従事した月の 翌月15日に支払う。ただしその日が休日に当たるときはその前日に支 払う。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出 があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(常勤の理事に対する報酬等の日割り計算)

- 第八条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日の前日まで報酬を支給 する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、その月の 総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りに よって計算した額を支給する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合は、その死亡した月の末日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第九条 この規程により、計算金額に一円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。
 - (1) 五〇銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 五○銭以上一円未満の端数については、これを一円に切り上げる。

(公表)

第一○条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号

に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第一一条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けなければならない。

(補則)

第一二条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。 平成29年6月8日改正 令和元年6月17日改正

令和3年6月1日改正

別表1 (報酬総額の支給限度額)

役職区分	報酬総額の限度
理事	2000万円
監事	30万円

※報酬総額には第六条に規定する職員を兼ねる役員等の職員給与及び法定福利費等を含まない。

別表2 (常勤の理事の年間支給限度額)

役職名	報酬の限度
理事長	1000万円
理事	500万円

※勘定科目役員報酬の額とする。

別表3(退職手当)

退職時の報酬月額×在任年数×支給係数

- ※在任年数は一箇年単位とし、端数は月割りとする。ただし一箇月未満は 一箇月に切り上げる。
- ※当法人の職員であった理事が職員退職後も理事に就任している場合は、 職員であった期間は在任年数から控除する。
- ※支給係数は独立行政法人福祉医療機構退職共済制度の乗率とする。

別表4 (非常勤役員等の報酬等)

(1) 評議員

業務の種類	報酬の額
評議員会への出席	2万円/1会議出席
上記の他、法人及び施設業務のた	1万円/3時間未満
めの出勤	2万円/3時間以上

※会議出席又は出勤のための交通費を含む。

(2) 理事

業務の種類	報酬の額
理事会等会議への出席	2万円/1会議出席
上記の他、法人及び施設業務のた	1万円/3時間未満
めの出勤	2万円/3時間以上

※会議出席又は出勤のための交通費を含む。

(3) 監事

業務の種類	報酬の額
理事会等への出席	2万円/1会議
上記の他、監査、法人及び施設業務	1万円/3時間未満
のための出勤	2万円/3時間以上

[※]会議出席又は出勤のための交通費を含む。

(4) 退職慰労金

在職期間	慰労金の額
4年未満	3万円
4年以上10年未満	5万円
10年以上	10万円

※所得税を控除後の金額